

# 柏崎ふるさと応縁基金事業応縁事業者募集要項

2025年4月1日 制定

## 1 趣旨

柏崎市（以下「本市」という。）では、ふるさと納税制度を通して、本市の魅力をPRするとともに地元特産品等の販売促進及び地元産業の活性化を図るため、「柏崎ふるさと応縁基金事業」として積極的な取組を行っています。本市へのふるさと納税寄附者に対して、返礼品を提供する「応縁事業者」を募集します。

## 2 目的

「柏崎ふるさと応縁基金事業」を通じて、本市の魅力を広く発信していくこと及び寄附者に対して返礼品を送付することで、将来的な地元産業の活性化につなげることを目的としています。

## 3 応縁事業者のメリット

- (1) ふるさと納税ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）等へ返礼品や事業者情報（返礼品の魅力やこだわり、事業者の思い等）を掲載することができます。
- (2) 上記(1)に係る費用及び返礼品送料は市が負担します。
- (3) 寄附者への返礼品発送時に、応縁事業者のパンフレットなどを同封し、自社商品などのPRや販売促進、販路拡大につなげることができます。ただし、パンフレット等の送付は、返礼品発送時に限り、商品のみの場合と送料が変動しない範囲とします。

## 4 事業概要

本市は、効率的な運営、安全安心に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理や苦情対応に万全を期すため、「柏崎ふるさと応縁基金事業」の業務を中間事業者又はポータルサイト運営事業者（以下「中間事業者等」という。）に委託しています。ポータルサイトへの掲載に係る商品ページの作成並びに返礼品の発注及び支払は中間事業者等が行います。

## 5 応縁事業者の要件

応縁事業者は、原則として下記の要件を全て満たす必要があります。ただし、要件を全て満たしている場合でも、本市が応縁事業者として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

- (1) 各種法令等を遵守し、生産、製造、加工、体験又はサービスの提供等を行っていること。
- (2) 本社（本店）・支社（支店）・事業所・工場等のいずれかが柏崎市内にあり、柏崎市内で生産、製造、加工、体験又はサービスの提供を行う法人その他の団体又は個人事業主であること。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。
- (3) 返礼品の適切な品質管理ができ、かつ、返礼品の安定的な供給ができること。
- (4) 中間事業者等からの発注に対し、受付及び返礼品の発送作業を行える体制が整っていること。
- (5) 返礼品の提供に係る問合せ、トラブル（配送に関するトラブルを含む。）、クレーム、損害賠償等に適切かつ誠実な対応が可能であり、かつ、その対応について中間事業者等へ速やかに報告ができること。

- (6) 柏崎ふるさと応援基金事業の趣旨、市場の動向等を十分理解し、適切な制度運営のために行う本市及び中間事業者等の指示及び助言に適切に対応できること。
- (7) 納期が到来した市税（市・県民税、固定資産税、法人市民税等）に未納がないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条6号に規定する暴力団員又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

## 6 応援事業者の責務等

- (1) 関係法令を遵守し、返礼品の衛生、安全性、信頼性その他品質について責務を負う。
- (2) 返礼品の瑕疵に起因して発生した事故又はトラブル（配送に関するトラブルを含む。）等に関し、適正に処理解決をする責務を負う。この場合において、寄附者又は第三者の生命、身体又は財産に損害が生じたときは、寄附者又は第三者が被った損害を賠償するものとする。
- (3) 応援事業者の権利及び前2号の責務を市長の許可なく第三者に譲渡又は継承させてはならない。
- (4) 応援事業者の承認を取り消され、その権利を有しなくなった場合においても、当該権利を有しなくなった日までに申込みがあり寄附者に送付した又は今後発送する予定の返礼品について、前3号の規定による責務を負うものとする。
- (5) 返礼品が地場産品基準及び関係法令を遵守していることが分かる書類を整備し、保存しなければならない。
- (6) 市からの品質管理等の状況についての報告及び調査の求めに応じなければならない。
- (7) 適切な制度運営のために行う本市及び中間事業者等の指示又は助言に対し適切に応じなければならない。

## 7 個人情報の保護

寄附者の個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければなりません。また、寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的で使用してはいけません。応援事業者でなくなった場合も同様とします。

## 8 返礼品の要件

### (1) 詳細要件

- ア 特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等（平成31年総務省告示第179号）第5条に規定する総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）を満たし、市内で生産、製造、加工、体験又はサービスの提供がされているもののうち、本市の魅力を発信できると認められるもの。
- イ 品質及び数量の面において安定供給が見込めること。ただし、季節商材等は提供可能期間内の数量的な安定供給が見込まれるものであること。
- ウ 中間事業者等指定の宅配業者から配送が可能な返礼品であること。
- エ 飲食物の場合は、原則として発送日から1週間以上の消費期限・賞味期限が保証されるものとする。
- オ 提案する返礼品に関連する各種法令等（食品表示法（平成25年法律第70号）等）を遵守していること。
- カ 換金性の高いもの又は金額の記載のある優待券等でないこと。

- キ 提案する返礼品の生産者、製造者又はサービス提供者以外が応縁事業者となる場合、柏崎ふるさと応縁基金事業の返礼品とすることについて、当該返礼品の生産者、製造者又はサービス提供者の同意を得ていること。
- ク キャラクター等を使用する場合、応縁事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合は、権利者の許諾を得ていること。

## (2) 商品の価格設定について

商品の価格は、商品代、消費税、梱包代、詰め合わせに係る手数料等必要経費を全て含めて設定してください。送料は別途柏崎市が負担します。

寄附金額は、商品提供価格に応じて柏崎市が決定します。寄附金額に対して商品価格が3割以下となるように設定します。

## (3) 提案返礼品数

提案いただく返礼品の数に制限はありません。

## 9 ポータルサイト等への掲載について

- ・ 返礼品の採用決定後、約1か月後を目途にポータルサイトに掲載し、申込受付を開始します。提案数が多い場合には、さらにお時間を要する場合があります。
- ・ ポータルサイトへは原則全商品を掲載します。旬の返礼品など、個数及び季節が限定されるものについては、ポータルサイトを限定して掲載する場合があります。
- ・ ポータルサイト掲載に当たっては、地場産品基準に該当するものかつポータルサイト運営会社が指定する条件を満たす必要があります。条件を満たさない場合は掲載ができません。

## 10 申請方法等

### (1) 応縁事業者承認申請・返礼品提案

申請を希望される場合、以下の関係書類を提出してください。

#### ア 初めて申請する事業者の場合

- ① 柏崎ふるさと応縁基金事業応縁事業者承認申請書
- ② 柏崎ふるさと応援基金事業誓約書
- ③ 柏崎ふるさと応縁基金事業返礼品提案書
- ④ 柏崎ふるさと応縁基金事業返礼品製造工程等確認表
- ⑤ 商品の画像 ※下記全ての画像が必要です。
  - ・ 内容量の分かる写真
  - ・ 商品のイメージ写真（調理後の写真や使用風景など）
  - ・ 食品表示箇所の写真（食品の場合）
  - ・ 商品の梱包写真（外側、内側）

#### イ 既に承認を受けている（登録がある）事業者の場合

- ① 柏崎ふるさと応縁基金事業返礼品提案書
- ② 柏崎ふるさと応縁基金事業返礼品製造工程等確認表
- ③ 商品の画像 ※下記全ての画像が必要です。
  - ・ 内容量の分かる写真
  - ・ 商品のイメージ写真（調理後の写真や使用風景など）

- ・食品表示箇所の写真（食品の場合）
- ・商品の梱包写真（外側、内側）

※画像は、横長サイズ、1MB以上のものを推奨しています。

※複数のご提案をいただく場合は、返礼品1商品につき1枚提案書を作成してください。

※事業内容が分かる資料（会社パンフレット等）を提出していただく場合がございます。

※市・中間事業者等が提供いただいた画像に、断りなしに加工（補正・トリミング・文字入れ等）を行う場合がございます。

※梱包について、運送業者からアドバイスが入る場合があります。

## (2) 申込受付期間

通年で、随時受け付けております。

提案商品によっては、採用決定及び掲載開始までに時間がかかる場合があります。

## 1.1 応募事業者及び返礼品の選考

### (1) 選考方法

応募事業者及び返礼品の選考は、提出された承認申請書・提案書に基づき、本要項の要件に沿って、本市が中間事業者等の意見やこれまでの実績、寄附者からのご意見等を参考にしながら行います。その際、必要に応じてサンプルとして現物の提供を依頼する場合があります。

### (2) 結果通知

本市の応募事業者及び本市への寄附金に対する返礼品として適当であるか判断し、その結果を事業者に対して文書で通知します。

## 1.2 届出義務

次のいずれかに該当するときは、市又は中間事業者等まで速やかに届け出てください。

- (1) 在庫不足等により商品の発送が困難になる恐れが生じたとき。
- (2) 商品が販売中止又は終了となる恐れが生じたとき。
- (3) 商品の品質及び発送過程等で事故等の問題が生じたとき。
- (4) 商品に関して、寄附者から苦情があったとき。
- (5) 商品の内容（価格・内容量）が変更になる恐れが生じたとき。
- (6) その他申込書等の記載事項に変更が生じたとき。

## 1.3 応募事業者の辞退

応募事業者の承認後、承認を辞退しようとするときは、速やかに「柏崎ふるさと応募基金事業 応募事業者辞退届出書」を提出してください。

## 1.4 応募事業者又は返礼品提供の承認の取消し

本市が以下に該当すると判断した場合は、応募事業者又は返礼品の承認を取り消します。

- (1) 応募事業者が、本市に辞退を申し出たとき。
- (2) 応募事業者又は返礼品が本要項の内容を満たさなくなったとき。
- (3) 国の制度変更等により、返礼品が国の基準に合致しなくなったとき。
- (4) 返礼品の生産、製造若しくは販売が廃止され、又は中止されたとき。

- (5) 申請内容に虚偽があったとき。
- (6) 本市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又はその恐れがあるとき。
- (7) 効果的、効率的な寄附獲得のために実施する本市及び中間事業者等の返礼品選定やPR方針、事務費削減方針にご同意、ご協力いただけないとき。
- (8) 返礼品に関する寄附者からのクレームに対する対応に、重大な不備や懈怠<sup>け</sup>があると本市が判断したとき、又は同様のクレームが多発するとき。
- (9) その他、本市及び中間事業者等からの指導、助言等に従わないなど、柏崎ふるさと応縁基金事業の運用に支障を及ぼす状況にあるとき。

## 1 5 損害賠償請求について

地場産品基準若しくは関係法令に違反し、又は応縁事業者の責めに帰すべき理由により市に損害が生じたときは、その損害の賠償を請求します。

## 1 6 その他留意事項

- ア 提出した提案書及び添付書類等は、返却しません。
- イ 提案書の提出に伴い発生する諸費用は、各事業者で負担してください。
- ウ 登録された商品は、寄附者が返礼品として選択した場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- エ イベントやメディアからの取材に対し、本市からの要請があった際に取材の対応や返礼品のサンプルの無償提供等を依頼する場合があります。
- オ 応縁事業者の過失により商品の不備や誤配送があった場合、再送等に係る費用は、応縁事業者で負担していただきます。
- カ 商品に関して寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、品質等による保証やクレーム対応について、本市は一切責任を負いません。
- キ さとふる経由の返礼品発送時は、金額が記載されているパンフレット等を同封できません。